本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、長崎県埋蔵文化財センターの了解を得、既に工事を行っている。なお、工事施工中に遺跡や埋蔵文化財が発見された場合には、専門家の指導助言を受け必要な保全措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とするものであり、本体自専道事業は、長崎県道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年長崎県条例第81号）（以下「県条例」という。）による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を、本体一般道事業は、県条例による第3種第2級の規格に基づく2車線の一般道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体自専道事業の事業計画は、平成22年11月24日に都市計画決定され、平成27年3月27日及び平成28年12月27日に変更決定された都市計画と、本体一般道事業における事業計画は、平成28年12月27日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施工に伴う附帯工事並びに一般国道及び県道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

○九州地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号及び五十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
大分市錦町二丁目三一〇一番二から同市錦町二丁目三一〇二番五まで	前	二九・四七～三〇・一五（メートル）	〇・〇五七（キロメートル）
	後	二九・四七～四三・八六	〇・〇五七

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号及び五十七号	大分市錦町二丁目三一〇一番二から同市錦町二丁目三一〇二番五まで	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月二十五日

○九州地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号及び二百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
熊本市北区西梶尾町字外井川四五〇番四から同市北区四方寄町字大平一四〇八番まで	前	一四・五五～二二・四〇（メートル）	〇・二三三（キロメートル）
	後	一六・二五～二五・〇六	〇・二三三

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
熊本県玉名郡玉東町大字木葉字水滴一五番八から同町大字木葉字水滴一七番九まで	前	九・七一～一二・七八（メートル）	〇・〇二一（キロメートル）
	後	一一・六〇～一三・一一	〇・〇二一

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号及び二百八号	熊本市北区西梶尾町字外井川四五〇番四から同市北区四方寄町字大平一四〇八番まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月二十六日

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、諫早市長より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　長崎県諫早市役所